

独立行政法人国立公文書館の不要財産の国庫納付について

平成 22 年 12 月 7 日付け閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき実施された、アジア歴史資料センターの移転により生じた敷金差額 12,125 千円について、平成 24 年度中に国庫納付するもの。

(参考 1)

アジア歴史資料センターの移転に伴う敷金差額は、移転前敷金 30,000 千円と移転後敷金 17,875 千円の差額 12,125 千円である。

(参考 2)

アジア歴史資料センターの移転は、経費の削減の観点から行われたものであり、今後、現在の敷金額を上回る移転は見込めなく、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要でなくなったと認められることから、不要財産として国庫納付するものである。

(参考 3)

不要財産の処分については、①独法通則法第 30 条に基づき、中期計画を変更して国庫納付を行う方法と、②中期計画の変更を行わずに、独法通則法第 46 条の 2 の規定に基づき、主務大臣の認可により国庫納付を行う方法の 2 通りがある。今回の事例について、独法通則法を所管する総務省行政管理局に照会したところ、①と②のいずれの方法でも対応可能との回答を得ている。

既にアジア歴史資料センターの移転は完了しており、この敷金差額を今後処分することが現行の国立公文書館の第 3 期中期計画に定められた業務の遂行に影響が及ぶものではないことから、中期計画の変更は必要ないと判断される。

【参照条文】

○独立行政法人通則法（抄）

（財産的基礎等）

第 8 条（1 及び 2 略）

- 3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第 46 条の 2 又は第 46 条の 3 の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（不要財産に係る国庫納付等）

第 46 条の 2 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第 30 条第 2 項第 4 号の 2 の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

（2 から 4 まで略）

- 5 主務大臣は、第 1 項、第 2 項又は第 3 項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（6 略）